

千葉県告示第581号

千葉県収納代理金融機関について、次のとおり指定を取り消しますの  
で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の  
規定により告示します。

令和5年7月12日

千葉市長 神谷 俊一

1 指定を取り消す収納代理金融機関

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| (1) 名称        | 三井住友信託銀行株式会社      |
| (2) 取りまとめ店    | 千葉支店              |
| (3) 取りまとめ店所在地 | 千葉市中央区富士見1丁目1番16号 |

2 指定取消年月日

令和5年12月1日（金）